

## 「学生の皆さんへ」

### －多摩キャンパスにおける仮設喫煙所の設置継続について－

2018年度に多摩キャンパスで実施した巡回において、喫煙状況に改善が見られますが、依然としてキャンパス内外の仮設喫煙所以外での喫煙、吸殻ポイ捨ての件数が多く、特にキャンパス外での喫煙等については、近隣の方への多大な迷惑となっており、本学全体のイメージ低下につながっています。

このような現状に鑑み、現在の仮設喫煙所の設置期限は2019年4月30日までですが、5月1日以降も設置を継続します。

また、「健康増進法の一部を改正する法律」、「東京都受動喫煙防止条例」が施行されます。喫煙者においては、周囲の方が受動喫煙による健康被害を受けることのないよう、一層の配慮をしてください。

なお、多摩キャンパスにおいて将来的に全面禁煙を目指す方針に変更はありません。今後学生部を主として、学生の非喫煙教育に取り組んでいきます。

以上

2019年4月23日

中央大学